

地方財政改革の処方箋ⁱ

～地方財政規律強化のために～

明治大学 加藤久和 研究会 財政分科会

鹿島 亮平 佐々木 亮太

平野 泰司 松原 大祐

2008年12月

ⁱ本稿は、2008年12月20日、21日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2008」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、日ごろご指導頂いている加藤 久和教授（明治大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

地方を含む国の財政状況は、バブル経済破裂の影響を受け 1990 年代から大幅に悪化し危機的な状態にある。バブル破裂後の大規模な経済対策では、国だけでなく地方（地方自治体）も公共投資を積極的に進めてきた。こうした公共投資は、自国の景気を下支えしたものの、政府の財政状況を急激に悪化させ政府部門の累積財政赤字を一気に高めることになった。累積赤字が高まった結果、自由な財政運営が出来ないといった財政運営の硬直化が起き、財政赤字を減らそうとすると、今度は地方圏の経済を下支えしていた公共投資を減らさざるを得なくなることで地方圏の経済に悪影響を及ぼすことになったのである。この経済打撃が地方の税収減として表れ、地方政府にも財政悪化をもたらしたのである。2007 年度の地方財政計画における地方借入金残高は 199 兆円と、一般歳出額の約 2.6 倍、GDP 比では約 37.4%ⁱⁱ に達している。

こうした中、政府は財政赤字解決を喫緊の課題とし、財政支出に関する効率性を求めるために、「地方財政改革」や「地方分権」といった改革を打ち出してきた。地方分権とは地方自治体を自立させることであり、地域の行政について住民のニーズを反映しながら財政運営を行うことを意味する。つまり、地方分権には自らが意思決定を行うといった行政面の分権と、自分達の財政を直視し、できる限り地域で財源を負担するという財政面での分権が求められているのである。財政面での分権では、行政面での分権が権限委譲を通じて国と地方の役割分担を明確にし、財源についても国と地方の間で配分するということを意味している。しかし、地方財政運営による財政制度をみてみると、中央政府が地方の財政運営にとっても大きく関与してきたことが伺える。特に地方債制度による国の関与は大きいもので、1990 年代における地方債制度では国の許可が無ければ地方債を発行することができなかった。そのため、地方債発行は地方が景気対策事業を行うための財源措置として機能してきた側面が強く、地方が自らの税収や債務償還能力を考慮して財政運営を行ってきたとは言い難いものであった。どの地方自治体でも財政力に拘わらず円滑に資金調達でき、財政融資資金の充当、償還財全の確保等、国が「暗黙の政府保証」を提供する形で地方債発行に関与してきたのである。このような地方の国依存体質が、「困ったら国が何とかしてくれる」という発想を蔓延させ、地方財政運営に対する地方自治体のモラルハザードを引き起こしてきた。つまり、地方債による財政調整が維持されてきたことにより財政力の弱い自治体でも一定の歳出規模の維持を可能にさせ、そのことが過剰な地方歳出拡大といったモラルハザードを招き、拡大した歳出を賄うために地方はさらに国からの資金移転に頼るといった悪循環を生み出してきたのである。

小泉政権時代では「三位一体改革」が打ち出され、地方分権が力強く推し進められてきた。これは、「地方にできることは地方に」の理念のもと、補助金削減と税源移譲、地方交付税改革などを盛った改革であった。また、2006 年 4 月には、これまでの地方債許可制度が廃止され協議制へと移行した。これにより、地方自治体が住民のニーズと財政状況を考慮して地方債を発行することが求められるようになった。しかし、地方の権限と責任強化を求め過ぎるあまり、地方自治体間での財政力格差が拡大するという懸念があり、最低限の行政サー

ⁱⁱ 総務省「地方財政白書」を参照。

ビスすら提供できなくなる地方自治体も出てくるとの声も上がっている。地方自治体の財政規律の強化と最低限の行政サービスを提供できる資金調達を両立しうるような地方債制度の確立が、まさに今、求められているのである。

以上の問題意識から、本稿では国と地方の役割分担を見直し、国依存によってもたらされる地方財政運営のモラルハザードに着目し、財政運営の規律強化を促す政策を提言する。そのためには、「過剰債務のコストの認識の希薄ⁱⁱⁱ」を取り除き、「明確な財政責任」を意識させた財政運営政策が必要であると考えている。

ⁱⁱⁱ土居丈朗(2007年)『地方債改革の経済学』 22頁引用。

はじめに

第1章 わが国の危機的な財政赤字

- 第1節 進まぬわが国の財政再建
- 第2節 財政収支のシミュレーション
- 第3節 地方政府の財政状況

第2章 地方債制度による地方財政規律の歪み

- 第1節 地方債制度の現状
- 第2節 政府保証による地方債制度
- 第3節 変革期の地方債制度

第3章 赤字累積の根源を探る

- 第1節 地方財政のモラルハザード
- 第2節 財政力に見合わない地方債の起債
- 第3節 無政府状態による赤字先送り体質

第4章 他国の地方財政規律

- 第1節 米国地方債制度に学ぶ
- 第2節 スウェーデンに学ぶ

第5章 政策提言

- 第1節 レベニュー債の導入
- 第2節 住民投票制度の導入

おわりに

参考文献・データ出典

はじめに

一人当たり約 848 万円。この数字の意味を皆さんはご存知だろうか。この数字は政府借入れを総人口で割った国民一人当たりの借入金額である。

地方を含む国の財政状況は、バブル経済破裂の影響を受け 1990 年代から大幅に悪化し危機的な状態にある。バブル破裂後の大規模な経済対策では、国だけでなく地方（地方自治体）も公共投資を積極的に進めてきた。こうした公共投資は、自国の景気を下支えしたものの、政府の財政状況を急激に悪化させ政府部門の累積財政赤字を一気に高めることになった。累積赤字が高まった結果、自由な財政運営が出来ないといった財政運営の硬直化が起き、財政赤字を減らそうとすると、今度は地方圏の経済を下支えしていた公共投資を減らさざるを得なくなることで地方圏の経済に悪影響を及ぼすことになったのである。この経済打撃が地方の税収減として表れ、地方政府にも財政悪化をもたらしたのである。2007 年度の地方財政計画における地方借入金残高は 199 兆円と、一般歳出額の約 2.6 倍、GDP 比では約 37.4% に達している。

こうした中、政府は財政赤字解決を喫緊の課題とし、財政支出に関する効率性を求めるために、「地方財政改革」や「地方分権」といった改革を打ち出してきた。地方分権とは地方自治体を自立させることであり、地域の行政について住民のニーズを反映しながら財政運営を行うことを意味する。つまり、地方分権には自らが意思決定を行うといった行政面の分権と、自分達の財政を直視し、できる限り地域で財源を負担するという財政面での分権が求められているのである。財政面での分権では、行政面での分権が権限委譲を通じて国と地方の役割分担を明確にし、財源についても国と地方の間で配分するということを意味している。しかし、地方財政運営による財政制度をみまると、中央政府が地方の財政運営にとっても大きく関与してきたことが伺える。特に地方債制度による国の関与は大きいもので、1990 年代における地方債制度では国の許可が無ければ地方債を発行することができなかった。そのため、地方債発行は地方が景気対策事業を行うための財源措置として機能してきた側面が強く、地方が自らの税収や債務償還能力を考慮して財政運営を行ってきたとは言い難いものであった。どの地方自治体でも財政力に拘わらず円滑に資金調達でき、財政融資資金の充当、償還財源の確保等、国が「暗黙の政府保証」を提供する形で地方債発行に関与してきたのである。このような地方の国依存体質が、「困ったら国が何とかしてくれる」という発想を蔓延させ、地方財政運営に対する地方自治体のモラルハザードを引き起こしてきた。つまり、地方債による財政調整が維持されてきたことにより財政力の弱い自治体でも一定の歳出規模の維持を可能にさせ、そのことが過剰な地方歳出拡大といったモラルハザードを招き、拡大した歳出を賄うために地方はさらに国からの資金移転に頼るといった悪循環を生み出してきたのである。

小泉政権時代では「三位一体改革」が打ち出され、地方分権が力強く推し進められてきた。これは、「地方にできることは地方に」の理念のもと、補助金削減、税源移譲、地方交付税改革などを盛った改革であった。また、2006 年 4 月には、これまでの地方債許可制度が廃止され協議制へと移行した。これにより、地方自治体が住民のニーズと財政状況を考慮して地方債を発行することが求められるようになった。しかし、地方の権限と責任強化を求め過ぎるあまり、地方自治体間での財政力格差が拡大するという懸念があり、最低限の行政サー

ビスすら提供できなくなる地方自治体も出てくるとの声も上がっている。地方自治体の財政規律の強化と最低限の行政サービスを提供できる資金調達を両立しうるような地方債制度の確立が、まさに今、求められているのである。

以上の問題意識から、本稿では国と地方の役割分担を見直し、国依存によってもたらされる地方財政運営のモラルハザードに着目し、地方財政運営の規律強化を促す政策を提言していく。

第1章 わが国の危機的な財政赤字

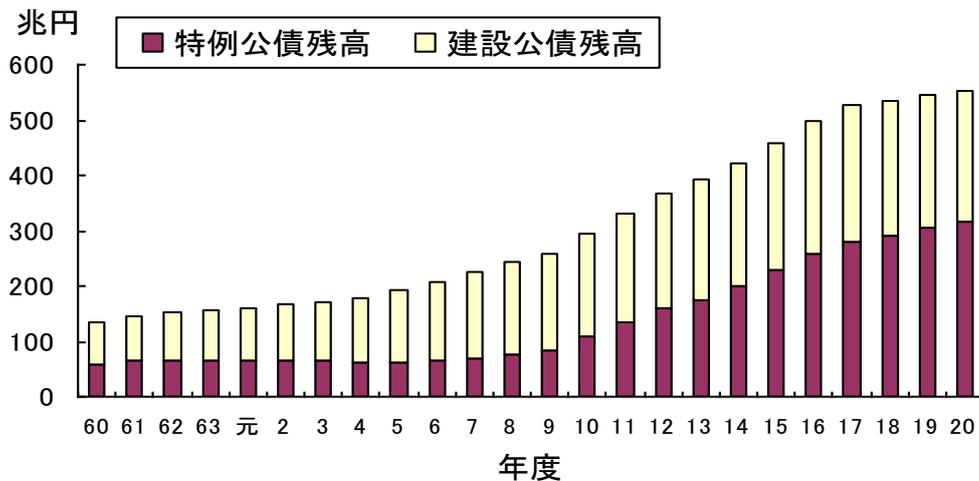
2006 年は地方財政改革の年だったといえよう。4 月には地方債発行が総務省の許可制から協議制へと移行され、地方自治体の財政運営が、より住民のニーズと財政状況を考慮していくことが求められるようになった。これは、竹中総務大臣（当時）が進めていた「地方分権 21 世紀ビジョン懇親会」のキーワードである「自由、責任、自立」のもと、各地域の自治体の財政責任の明確化と行財政運営の自由化を進め、自治体の自立を促していくことが目標とされた。しかし、そのわずか 2 ヶ月後、「自由、責任、自立」を掲げたにも拘わらず北海道で「夕張ショック^{iv}」が起きたのである。これを契機に、自治体の信用力とその背後にある財政状況の格差が強く認識されるようになり、2007 年には地方財政の健全化に関する「自治体財政健全化法」が成立し（施行は 2009 年）、現在は自治体財政の規律強化に高い関心が集まっている。

第1節 進まぬわが国の財政再建

まずは、わが国の財政現状について整理していく。

わが国の財政は大変危機的な状態にあると言っても過言ではない（図表 1）。

図表 1 公債残高の累積

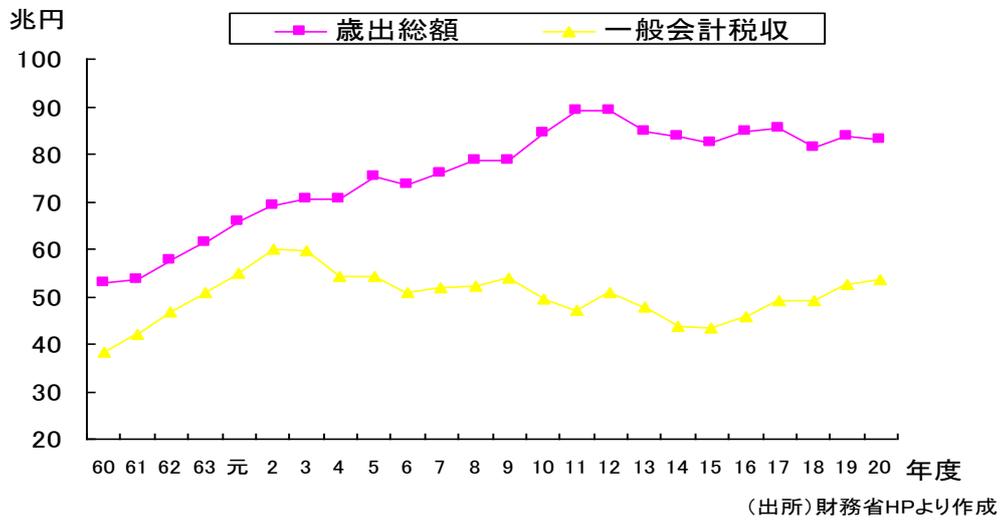


（出所）財務省HPより作成

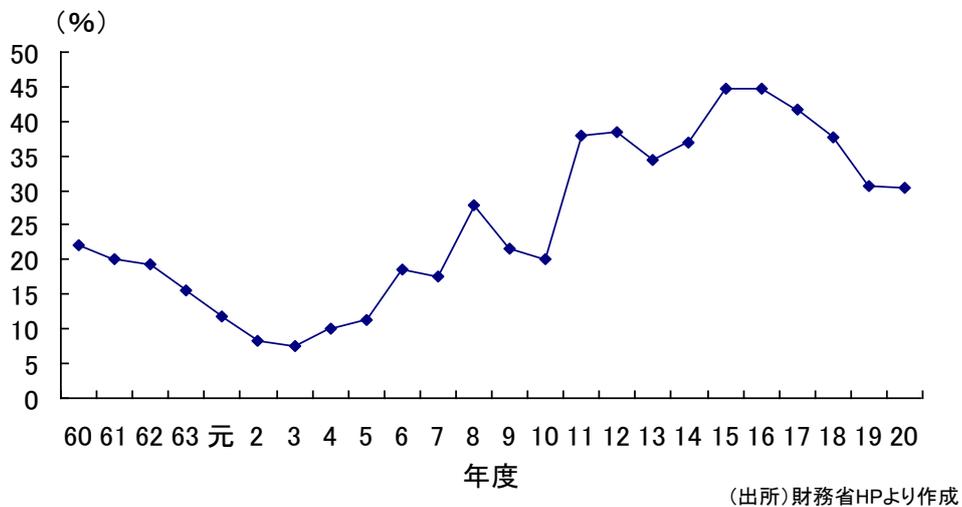
^{iv} 2006 年 6 月 20 日、夕張市は市議会で財政再建団体への移行を表明した。

また、他の国々と公債残高の累積を比較しても、群を抜いて悪化している。政府は 2011 年度のプライマリー・バランスの黒字化達成を掲げているが、実現するには厳しい状況にあるだろう。平成 20 年度予算のわが国の財政では、一般会計税収は約 53 兆円であり、それに対して一般歳出は約 83 兆円と誰が見ても分かるように赤字収支の状態である（図表 2）。近年の国債に依存する割合も 30%を超えており（図表 3）、今年の起債額は約 25 兆円にもなる。一般財政の収入と支出の乖離はバブルが崩壊する前も、少なからず財政は赤字だったものの現在のようにまでは財政収支がかけ離れているものではなかった。しかし、バブル崩壊を契機として日本経済は後退し、その経済悪化の影響が個人所得や法人所得それに消費支出を抑制するといった形で現れ、納税による税収入の額を縮小させた。このことが、わが国の財政赤字を急速に悪化させたのである。

図表 2 一般会計税収、歳出総額の推移

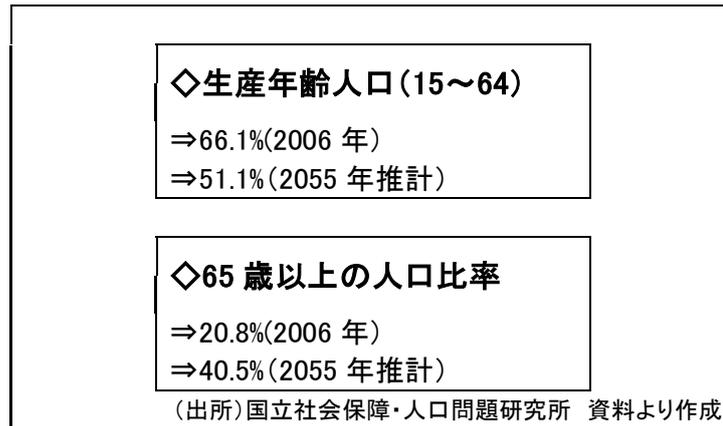


図表 3 一般会計の国債依存度



さらに今後、税収入の面では経済の低成長と急速な人口減少によって高齢化社会が到来する（図表 4）。このことは、高齢化への移行にともなう人口構成の変化によって働く人が減少することを意味している。その結果、人口減少の影響を受け国の税収拡大は見込めず、また、医療費や社会保障費の膨張によって一般歳出はかさみ、財政状況は今以上に圧迫されると考えられる。わが国の財政赤字の解決はまさに喫緊の課題なのである。

図表 4 人口構造の変化



〈政府の取り組み〉

1997年11月には財政構造改革法が成立し、財政の健全化に向けた取り組みが進められてきた。

また、2001年4月には小泉首相（当時）が「構造改革なくして景気回復なし」をスローガンのもと、「三位一体改革」を打ち出した。この改革は、道路関係四公団・石油公団・住宅金融公庫・日本郵政公社の民営化など「官」から「民」というものであり、大きな政府から小さな政府への移行を目指したものである。「三位一体改革」は、国・地方共に痛みを伴うものであり、特に地方への痛みが大きなものであった。プライマリー・バランスの改善を重視して、緊縮財政を行うこと、財政再建の基本的な手法である歳出削減を目的としたセーフティーネットの廃止、上記に上げた民営化が主な目的であった。この改革の背景には国・地方の財政悪化・地方分権の進展・国と地方の財政関係の不均衡という事情がある。収入の面で考えると税収における国対地方の比率が3:2であるのに対して、歳出においては国対地方の比率が2:3である。そのため、格差を埋めるために財源として補助金や地方交付税が国から地方に支給されているが、このことが地方の放漫財政運営を助長しているとの批判の声も上がっていた。三位一体改革を受け、2003年11月には小泉首相の指示により1兆300億円の補助金削減について政府与党内で決着がつき、閣議決定された。内訳は、①国が地方の政策を推奨するための「奨励補助金」を約2639億円削減 ②公共事業関係の補助金は4527億円削減（一方、新しく「まちづくり交付金」に1330億円計上される。）③義務教育費国庫負担金の整理合理化で、教職員退職手当と児童手当の計2309億円を一般財源化する。④公立保育園運営費など法施行事務所費等に係る補助負担金を約2440億円削減である。

さらに、来年の2009年には地方自治体の財政健全化に関する「自治体財政健全化法」がスタートし地方自治体の財政改革が期待されている。しかし、政府が取り組んできた改革の過程を見てみると、まだまだ地方財政の改革が進んでいるとは言い難い状態である。今後、

税収入の予測については、

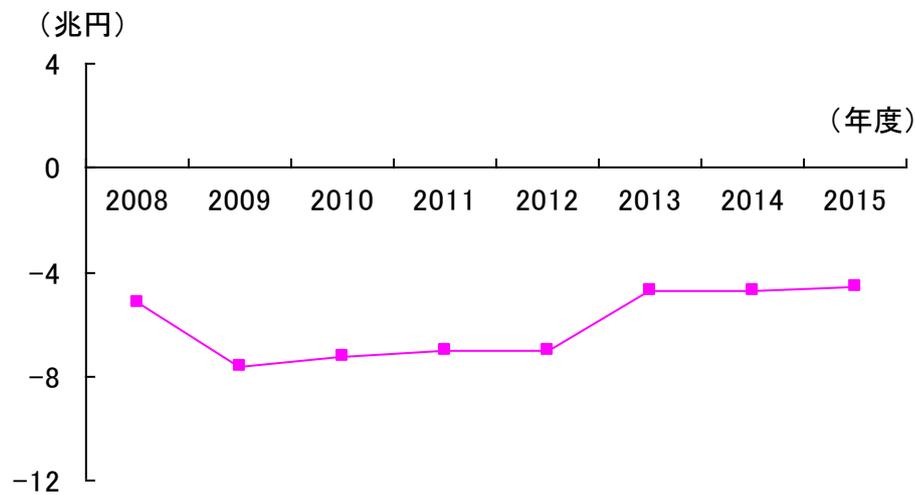
$$= \text{経済成長率} \times 1.1 (\text{税込弾力性}) \times \text{前年度の税収入額}$$

で予測値を立てた。

②シミュレーション結果

経済成長率を3%以上と大幅に甘く見積もったとしても、わが国の財政収支は2011年どころか2015年になってもプライマリー・バランスの黒字化達成は厳しいといえるだろう。(図表5)。

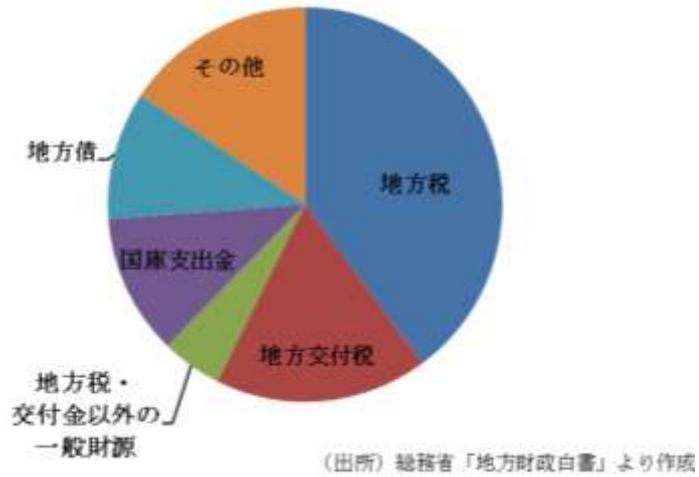
図表5 プライマリー・バランスのシミュレーション



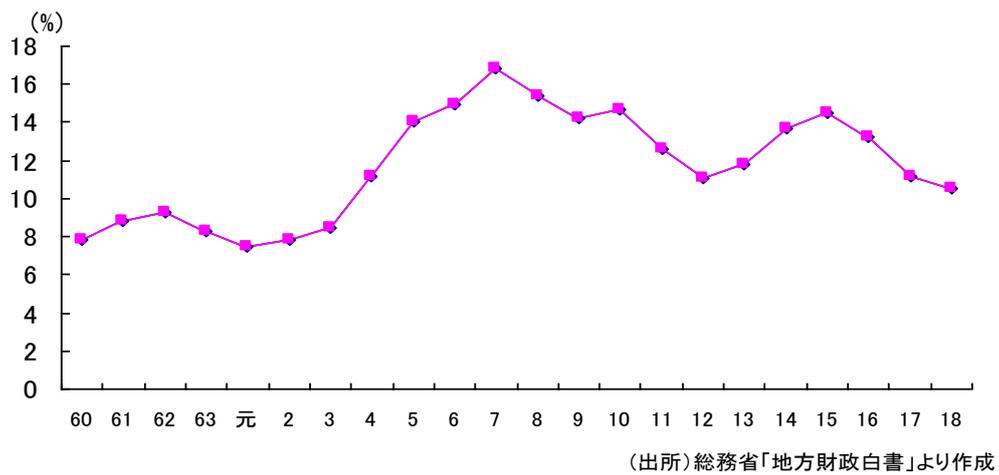
第3節 地方政府の財政状況

地方財政に目を転じてみると、地方の経済事情もわが国と同様に厳しい状況にある。中央政府と同様に地方政府でも税収は減少し、税収が伸び悩むなかで地方自治体の財源確保は厳しいものとなっている。平成18年度の地方財政歳入の内、地方の借金である地方債の発行額は約10兆円を計上し、歳入割合で見ると10.5%を占めている(図表6)。これは、地方財政が歳入の10%以上を借金に頼っている現状が見てとれるものである。地方債構成比は、バブル破裂後に依存度が急速に高まり、7年度以降は15%前後で推移した。その後は一旦依存度が下がったものの、13年度の臨時財政対策債の発行等により再度上昇した。現時点では、普通建設事業費の減少や16年度に臨時財政対策債の発行額が減少したことを受け地方債が占める割合が低下してきている。しかし、依然として長い間、地方債収入が地方財政歳入に占める割合の10%を超えており、地方債で調達される資金は地方財政にとって大きな規模を占めているのである(図表7)。

図表 6 歳入純計決算額の構成比(平成 18 年度)

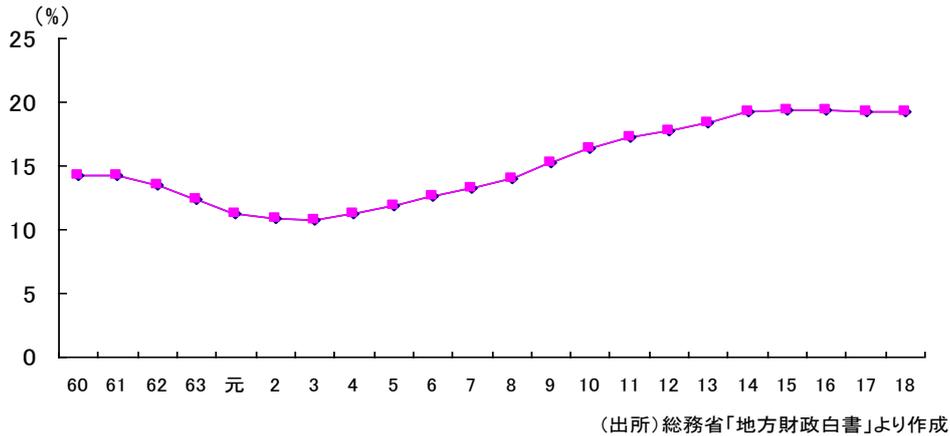


図表 7 地方債依存度の推移



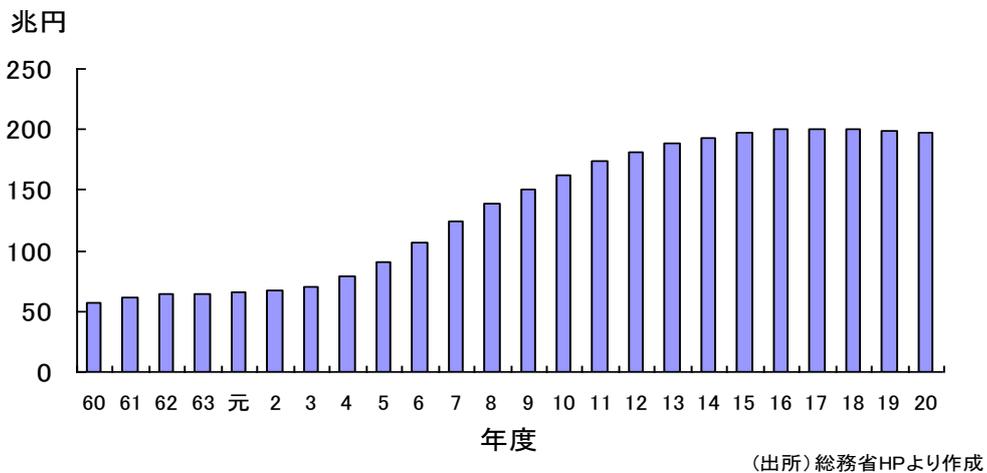
また、財政構造の弾力性を判断する指標である公債費負担比率をみてみると、18年度は19.3%となっている。この公債費負担比率とは、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使える資金が多くあることを示すが、現状では地方財政の運営は硬直化が進んでいるといえる（図表8）。

図表8 公債費負担比率の推移



一方、2008年度末の地方債残高は90年代以降の経済悪化に伴う地方債発行の急増により137兆円に達している。地方が多くの借入金残高を抱えることは、地方財政に硬直化の圧力がかかることを意味している。地方財政の借入金は、地方債以外にも交付税特別会計からの借入金や公営企業債残高普通会計負担分があり、これらを合算した地方財政における借入金額は2008年度末で197兆円、GDP比で37.4%にも達している（図表9）。中央政府同様、地方政府までもが財政運営に対して柔軟な身動きが取れない状態にある。

図表9 地方財政の借入金残高



このように、ここまで地方の赤字債務が膨らんだ原因には、政府が地方債などによる事業費の調達を支援してきたことによって、地方財政運営のモラルハザードを助長したことにあると多くの先行研究で指摘されている⁶。バブル破裂によって停滞した日本経済を立ち直らせるために、国主導による公共投資が行われてきたが、その公共投資が国の関与と相まって地方の財政責任を曖昧にさせ地方債を乱発させたのである。本来であれば、行き過ぎた財政赤字は淘汰されるべきであったが、地方交付税などの国の支援によって地方債の償還が行われていたために、地方財政運営の再建がなされることなく赤字をここまで膨張させることが出来たのである。言い換えれば、地方は国の支援に甘んじてリスクを意識した財政運営や地方債の起債を行って来なかったといえる。政府は財政再建に取り組んでいるものの、一向に財政状況が好転しないのは、国からの補助である地方交付金の存在が放漫財政運営（モラルハザード）を招き地方財政の健全化を欠いてきたからであるといえよう。

では、どのようにして地方財政にモラルハザードがもたらされたのか、次章では「地方債制度」に着目して詳しく論じていく。

⁶ 私たちが読んだ中では、代田純（2007）・みずほ研究所（2005）などがある。

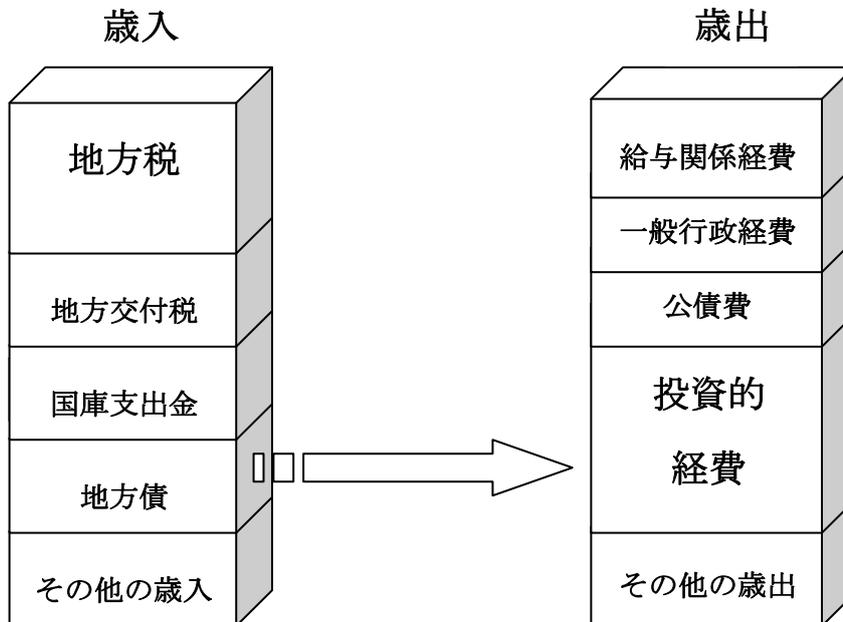
第2章 地方債制度による地方財政規律の歪み

わが国の地方自治体が起債する地方債は、国の支援によって償還されてきた。この政府支援が地方債の起債を行いやすくさせ、リスクを考慮しない地方債の起債が財政赤字を累積させたと考えられる。では、本当に地方債制度が赤字累積の要因なのだろうか。2章では、赤字累積の要因を明らかにするために「地方債制度」について詳しく見ていく。

第1節 地方債制度の現状

地方債制度とは地方公共団体が公共投資などによって必要な財源を得るために発行する債券制度である。地方自治体は住民に対して「豊かさの享受」や「安定的な生活」を提供するために、様々な行政サービスを行っており、地方自治体は住民への行政投資を行うための資金確保として、地方債を発行しているのである（図表 10）。

図表 10 地方債の位置付け（イメージ）



（出所）財団法人 地方債協会 HP より作成。

地方債制度を構成する特徴として以下の3点が挙げられる。

- ① 債務の履行が一会計年度を越えて行われること。
- ② 証券借り入れ、または証券発行の形式を有すること。
- ③ 地方債は自治体が負担する債務であること。

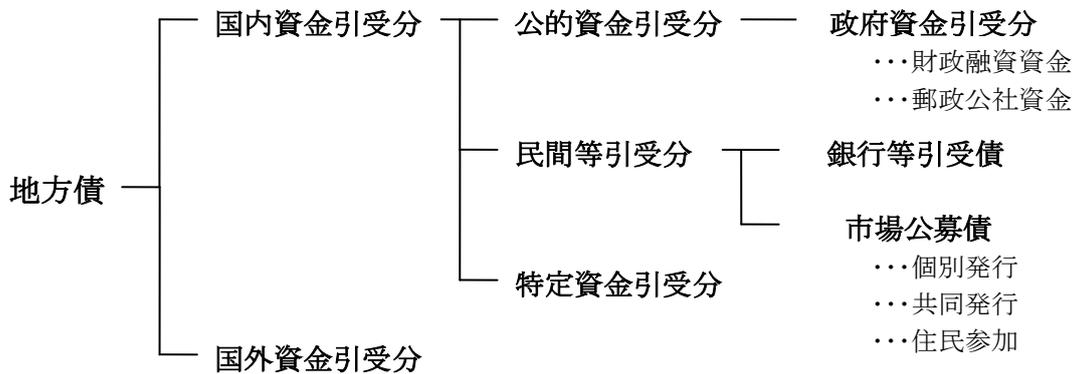
1つ目の、「債務の履行が一会計年度を越えて行われること。」については、調達した資金が耐用年数の長い公共投資事業を行っていることを意味している。このことは、将来の住民にもその建設費の一部を負担させるという、「世代間の公平」の考え方に基づいているといえる。

3つ目の、「地方債は自治体が負担する債務であること。」については、法令によって地方財政には「リスクを意識した財政運営」が望まれているのである。しかし、地方債は「暗黙の政府保証」などと考えられ、暗黙の了解で国が補償している現状があった。言い換えれば、地方債の元利償還に対して国が財源補償を行っていたのである。2006年に北海道の自治体である夕張市が破綻したのは有名な話であるが、破綻直後の夕張市の負債は632億円に上り、標準財政規模⁷のなんと14倍もの額を抱えていた⁸。ここまでの大きな負債を抱えても破綻をせず財政運営を行って来られたのは、国の支援によって赤字債務を隠すことが可能であったからだといえる。

《地方債制度を支えるプレーヤー》

地方債の引き受け手には政府や銀行を初め様々なプレーヤーが担っている(図表11)。地方債には投資家への販売目的とした地方債の格付け制度が存在し、中には市場公募団体・地方債発行団体で依頼格付けを取得している地方自治体もある。ただ、わが国において格付けを取得している地方団体は少数で、格付け制度が地方財政の規律強化において充分機能しているとは言い難い問題がある。今後は、国内のみならず海外の投資化に対して購入層を拡大するべきであり、海外に向けて投資家に分かりやすい格付け制度を導入しようとする動きも出始めている。

図表 11 地方債の引受資金別分類



(注) 郵政公社資金は平成19年で廃止。

(出所) 野村資本市場研究所(2007)3頁参照。

⁷ 標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の規模を示すものである。

⁸ 上村敏之・田中宏樹(2008)第6章を参照。

政府資金は財政投融资制度を介して調達される資金なので公的資金と呼ばれている。これらの公的資金は、長期間に渡って低金利で借入れができるため、長年、地方債の最大の引き受け先となっていた。しかし、近年はその割合を徐々に縮小させている。

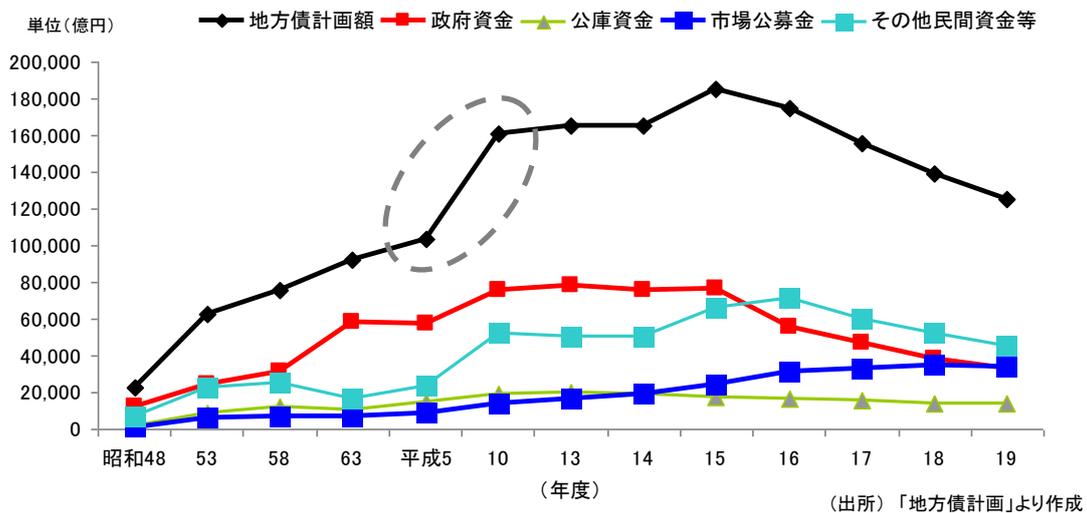
その他には銀行などによる資金調達もある。多くの地方自治体は、金融機関などを指定し業務を委託するなどして緊密な関係を築いており、こうした銀行等などに引き取られる地方債を「銀行等引受債」と呼んでいる。

また、地方自治体は市場を通じて投資家から資金調達を行う「市場公募債」も発行している。この「市場公募債」は、市場を通すため財政運営の規律につながると期待されているが、公的資金引受分や銀行等引受債に比べて、発行規模が小さい（投資家が購入しない）という難点もあった。しかし、近年では公的資金引受分の縮小もあり徐々にではあるが引受額を伸ばしている（図表 12）。

第2節 政府保証による地方債制度

図表 12 は、地方債の発行額推移を表している。注目すべきは、1990 年代のバブル破裂後の地方債発行額が 16 兆円前後という高い水準で推移し、中央政府は景気対策のため地方に膨大な公共投資を実施してきたことが伺えることである。しかし、2003 年の 18.4 兆円をピークに減少傾向に向かい、2007 年度の地方債発行額は約 12.5 兆円になっている。地方債の買い手側（引受資金）を見てみると、最も割合が高かったのは政府による公的資金であった。バブル破裂後の 1990 年代後半には、地方債買い取りによる公的資金は発行総額の約 4 割⁹を占めていた。このように、わが国の地方債制度は国の資金によって支えられてきたといえるだろう。

図表 12 地方債の発行額及び引受先の内訳



⁹ 野村資本市場研究所(2006年)を参照。

わが国の地方債制度を振り返ってみると、地方自治体は自由に地方債を発行できず、地方債を起債する場合、地方財政の健全性を保持するために総務大臣の許可を受けなければならなかった。しかし、近年の地方分権への高まりにより、地方分権推進計画において「国と地方との役割分担を明確にし、地域の実情やニーズに適った個性的で多様な行政を効率的に展開する¹⁰」といった観点から、2006年4月に、これまで国に許可を受けなければ起債できなかった「地方債許可制度」が廃止され、地方債の起債は国の同意が得られなくても、議会へ報告すれば起債できる「地方債協議制」へと移行した。「地方債協議制」に移行する以前の地方債制度では、地方自治体の起債について国（総務省）がかなり細かいところまで関与し、地方が実施する事業に対してどれだけの借金をしてよいかなどを決めていた。そのため、地方債は地方にとって「借りやすく貸しやすい¹¹」仕組みとなり、そのことが「明確な財政責任」を欠如させ、地方財政の運営にモラルハザードをもたらした。すなわち、借り手側の地方自治体からみれば、地方債の元利償還に交付税が充当されるので、地方の債務である地方債の元利償還負担を国に責任転嫁することが出来たといえるだろう。う。

また、貸し手側の地方銀行からすれば地方債には政府による「暗黙の政府保証」があるために、地方銀行側は地方自治体に対して厳格な審査も行わず、安易に地方自治体に貸し出しを行ってきた可能性が考えられる。なぜなら、地方自治体が財政再建に陥った場合でも、「暗黙の政府保証」により地方債はデフォルトになる可能性が無いに等しいからである。このことから、地方債は国債同様に扱われ地方金融機関の美味しいビジネスとなっていたのである。この借り手である地方自治体と貸し手側の金融機関の利益がマッチして、地方自治体及び金融機関のモラルハザードを招いたといえる。

本来、地方債は自らの財政力を考慮した上で、住民に便益をもたらす公共財の提供において必要な資金を確保する目的で起債されなければならなかったが、わが国の地方債においては、地方への国の強い関与があったために、財政力に見合わない過剰な債務と便益のない公共サービスが提供されてきたのである。

第3節 変革期の地方債制度

そもそも、地方財政制度は財政運営のモラルハザードの温床となっていたにも拘わらず、地方債制度を含めた地方財政改革は遅れていた。それに伴い、政府は地方財政を解決するために「三位一体改革」を打ち出したが、その改革の中身は不十分な内容だったといえる。。なぜなら、「三位一体改革」は地方自治体の主な4つの歳入源（地方税・地方交付税・国庫支出金・地方債）のうち、地方税・地方交付税・国庫支出金の3つの改革を進めるものであり、地方債改革だけ取り残されてしまったからである。中には、地方財政の改革に「三位一体改革」だけでは不十分であり、「三位一体改革」を地方債制度の改革を含めて「四位一体改革」へと拡充すべきとの声を上げている学者¹²もいる。今後、地方財政の分権を進める上では国の関与といった制度を排除し、地方財政運営制度の改革をさらに加速させなければならないだろう。なぜなら、現在のまま「地方債制度」が維持されるのであれば、地方自治体が破綻の危機に瀕しても国の保証があるため、現在と同じようにモラルハザードに陥る可能性があるからである。

しかし、最近になって、地方財政の規律を歪めてきた「地方債制度」も変革の時を迎えている。地方債制度の改革として、政府は2006年4月に「国と地方との役割分担を明確にし、地域の実情やニーズに適った個性的で多様な行政を効率的に展開する」といった観点から、これまで国に許可を受けなければ起債できなかった「地方債許可制度」を廃止し、地方債の

¹⁰ 財団法人 地方債協会 HP から引用。

¹¹ みずほ総合研究所（2005）5頁より引用。

¹² 土居丈朗（2004）『三位一体改革 ここが問題だ』第4章 参照。

起債は国の同意が得られなくても議会へ報告すれば起債できる「地方債協議制」へと移行させた。この地方債協議制への移行は、地方債改革の進展に寄与するものと評価されている。

また、地方財政規律を厳しく律するために、政府の公的資金による地方債の引き受けではなく、市場から調達してくる民間資金を拡大させる動きが注目されており、市場原理によって財政規律はもたらされるのかが注目を集めている。

《官から民へ ～市場公募債への期待～》

市場から資金調達してくる地方債には「市場公募債」があり、これらは名前のとおり市場で取引が行われている。つまり、「市場公募債」による資金の担い手は個人投資家や家計であり、このような地方債は「市場による競争原理」や「住民の監視」といった面から地方財政運営への規律強化が期待されているのである。また、政府などによる公的資金によって起債された地方債よりも個人などの投資家から得た資金のほうが、財政運営の責任が明確になり、財政運営の効率化が図れるといった意見がある。

地方債の発行額の内訳を見てみると、「市場公募債」は近年急激に発行額を伸ばしていることが分かる（図表 12）。地方債の発行総額に占める「市場公募債」の割合は現在 35.2%となっており、1995 年度の 8.7%から約 4 倍に増加した。現在では、「市場公募債」は政府資金を抜いて最大の引受資金となっている。さらに今後、政府は「市場公募債」の発行額を拡大させていくために議論を深めており、地方債制度の改革が急速に進むと考えられる¹³。

このように地方債制度は大きな変革期を迎えており、真の地方分権を目指すために「地方債制度」の改革を推進させていくことは大変重要なことであると考えられる。住民が豊かさを享受できるような公共投資を行うために、あるいは、事業を継続することが住民の便益につながるため、どうしても必要な資金を調達するために地方債を発行する。ただし、それらは自分たちの必要のために起債したのだから、地方税収を中心とした自らの負担でもってその償還を行う。こうした判断を地方自治体が自律的に行うことができるようになれば、地方財政の健全化にもつながるだろう。本来あるべき地方財政運営の姿とは、このような責任ある意識を持った財政運営を指すのではないだろうか。

¹³ 総務省自治財政局の平島地方債課長（当時）は、「私どもとしては、全ての都道府県・政令指定都市が市場公募化することを念頭におきつつ、できるだけ市場公募団体を増やしていこうという対策をとっている」と述べている。

第3章 赤字累積の根源を探る

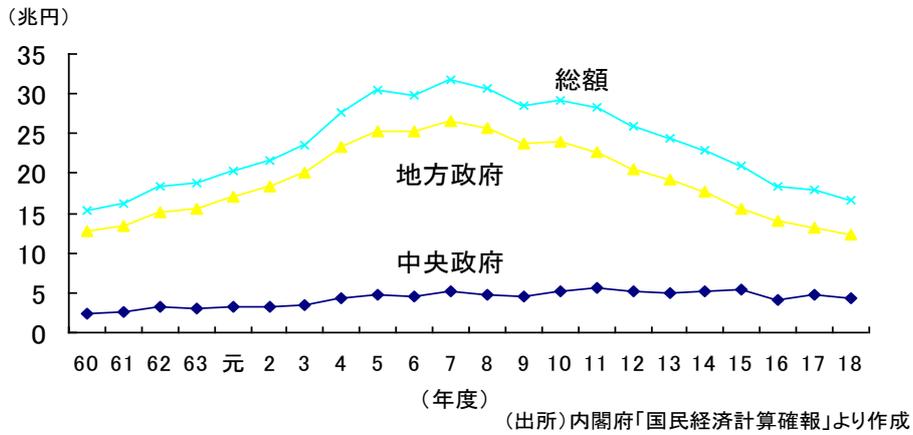
第1節 地方財政のモラルハザード

地方が約 200 兆円もの莫大な借入金を抱えた根源には、地方公共投資に対して財政保障という国の強い関与があったことが上げられる。90年代の数次に及ぶ地方への公共投資が、わが国の経済を下支えし、地方が担ってきた役割は大変大きなものであった。政府部門の投資を表す「公的総固定資本形成」は、バブル破裂後（平成 3 年頃）から急激に増加し毎年 30 兆円を越える規模で地方への公共投資を行ってきた（図表 13）。この額は他の外国と比べても突出しており、いかに日本の公共投資が高水準で推移してきたのかが分かる。また、一般政府の公的資本形成の推移を国と地方に分けてみると、その傾向は地方政府の公共投資の推移にほとんど一致しており、日本の公共投資の約 80%近くは地方政府により行われてきたことが読み取れる。図表 14 は、行政投資の推移を国と地方の主体別にみたものである。85 年以降、国主体の行政投資がほぼ横ばいで推移するなか、地方主体の行政投資が大きく増加しており、この間の行政投資の拡大は主に地方によるものだったといえる。現在では投資額が 30 兆円に落ち着いているものの、バブル破裂後は 40 兆円をも超える額の投資を行ってきた。公共投資には大量の資金調達が必要であり、国に依存している地方政府が、なぜ、ここまで大規模な公共投資を続けて来られたのだろうか。

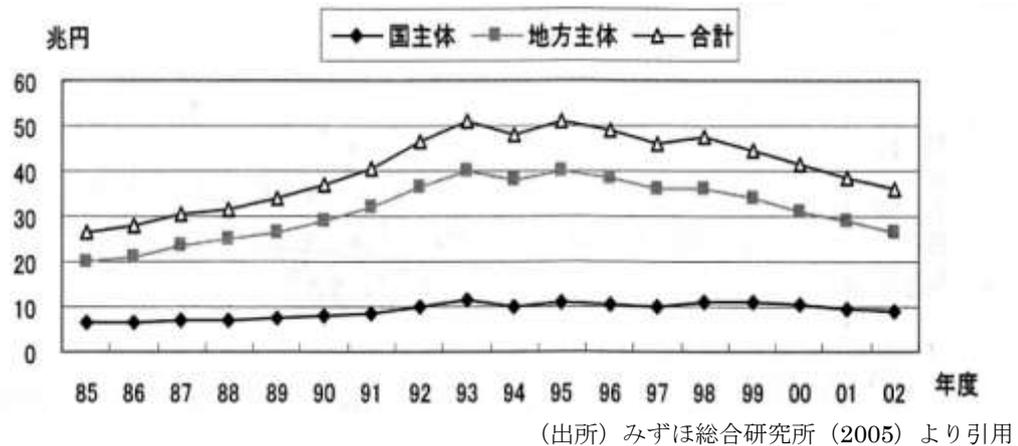
それは、地方公共投資の資金調達手段として地方債が発行されてきたからである。しかし、地方債の償還財源には、地方財政計画や地方交付税により国からの資金供給が充当され、この地方交付税などによる「政府保証」の存在によって大規模な公共投資は支えられてきてしまったのである。本来であれば、自治体の財政力に見合った地方債が発行されるはずであったが、用途の定めない一般財源である地方交付税が使われてしまい、このような国の補助が自治体の「明確な財政責任」「借り手意識」を失わせ、自治体が財政力に見合わない起債を行うといったモラルハザードを助長させてきてしまったのである。

このように、地方債が膨張した原因は、地方がバブルで減速した景気を下支えするといった大きな役割を担う形で地方単独事業を主とする公共事業を実施してきた一方、国が地方交付税による財源保障によって地方債による事業費の調達をサポートしてきたことがいえるだろう。今後は、高齢化の進展などにもとめない地方自治体の役割はますます大きくなっていくと考えられる。そのためには、財政改革の推進などにより地方財政の健全化を進めるとともに、地方自治体が地域の実状に応じた自主的な財政運営を行うことができるよう、地方財源の充実強化をはかっていく必要があるだろう。

図表 13 公的総固定資本形成（一般政府ベース）



図表 14 行政投資実績の推移

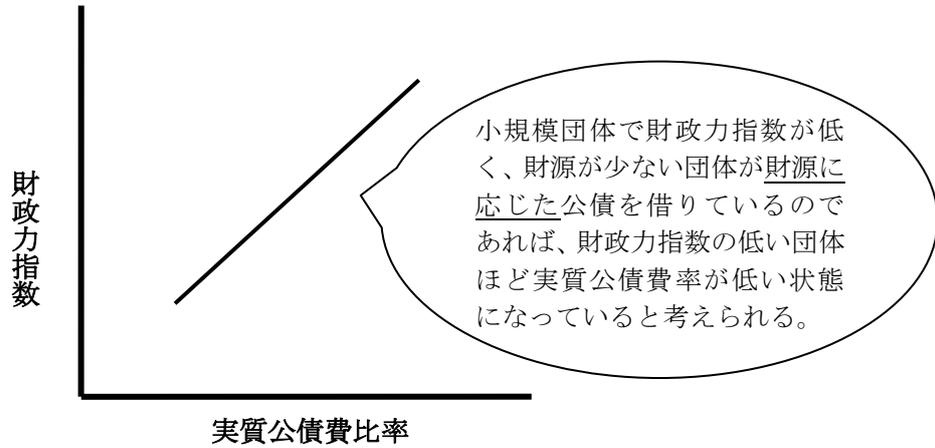


第2節 財政力に見合わない地方債の起債

では、ここからは、地方財政が地方債の起債が自分たちの財政力に見合ったものであったかを検証していく。

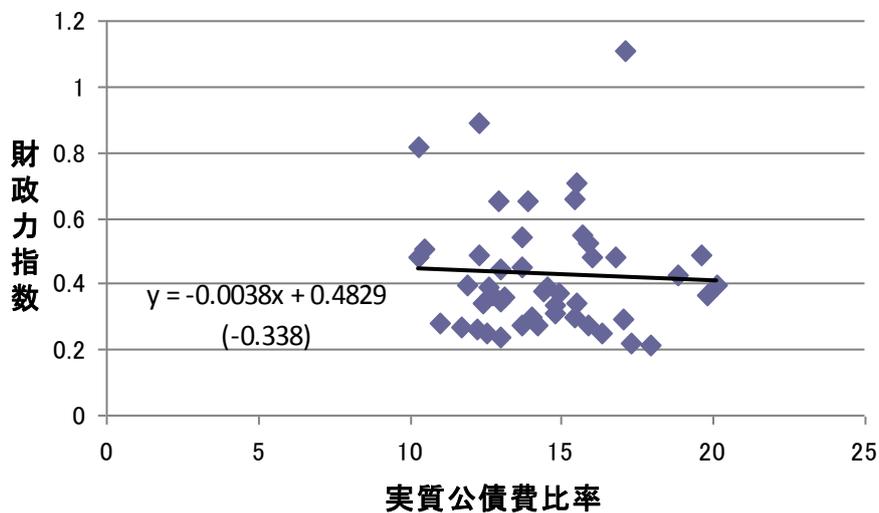
本来であれば、地方債は発行体の財政力や償還能力を考慮して発行されるものである。もし、小規模団体で財政力指数が低く、財源が少ない団体が財源に応じた公債を借りていたら、財政力指数の低い団体ほど実質公債費率が低い状態になっていると考えられる(図表 15)。つまり、財政力指数と実質公債費比率に正の相関があれば、交付団体は体力に応じた借入をしているといえる。

図表 15 本来の財政力と実質公債費比率の相関図



しかし、地方自治体の財政力指数と実質公債費率の関係をみると、無相関になっており、地方自治体の財政力に拘わらず多額の地方債が発行され、公債を借り過ぎていたことが分かる（図表 16）。

図表 16 地方自治体の財政力と実質公債費比率の相関図



（出所） 矢野恒田太記念会「データでみる県勢 2008 年版」よりデータ引用。
 財政力指数および実質公債費比率は 2003～2005 年度の単純平均。
 全国は財政力指数、実質公債費比率とも単純平均。

財政力の弱い地方自治体であっても多額の地方債が発行可能だったのは、地方交付税による地方債への政府保証があったからだと考えられる。この「暗黙の政府保証」が地方財政規律を歪め、地方債の赤字累積を膨らませた要因となったのである。もしも、自治体が国に頼らず自らの力で財政運営を行っていたら、借り過ぎの自治体はほとんどなかったのではないだろうか。実質公債費比率による起債制限の水準は、財政力や自治体の規模にかかわらず一定であり、そのなかで、小規模団体が借り過ぎの状態になっていることは、今後の自治体の財政運営において、自立的な財政運営の必要性を強く促しているものといえるだろう。

第3節 無政府状態による赤字先送り体質

地方自治体には多くの住民の利害が集中し、住民は自治体にさまざまな期待を寄せている。しかし、地方自治体は政策の優先順位が高いものを犠牲にしてまで、住民の声を守るといような厳しい意思決定を行うことは簡単ではないのである。むしろ、権力の強い人の意見を聞いて、右や左に迷走することが地方自治体では普通の姿になってしまったのである。つまり、厳しい意思決定に耐えられず、誰が地方政府を運営しているか分からない状態になってしまい、いわば、地方政府にも拘わらず無政府状態に陥ってしまう現状がある。こうしたことは民間であっても十分起こる可能性があり、民間企業ではそうした状態の組織は倒産というかたちで退出が促されるが、地方自治体ではそれがないだけなのである。

このように、地方自治体にはガバナンスがなく赤字の問題を先送りにしてきた現状があり、結局のところ厳しい意思決定に対して責任を避けてきたのである。決断すべき時期に決断せず、やるべきことを行ってこなかった地方政府は無為無策であったといえるだろう。

第4章 他国の地方財政規律に学ぶ

前章で、わが国の地方債制度は国の関与が強く、その地方債償還の政府保証が地方財政運営に統制を失わせ多大な財政赤字を累積させてきたと分析してきた。わが国と他国の地方債制度を比べて明らかに異なる点は、「地方債への政府（国）関与」が無いに等しく、あっても物凄く限定的である点だろう。

ここからは、米国とスウェーデンの 2 カ国から地方債制度の現状について学び、どのように財政規律が保たれているのかを考察していく。

第1節 米国地方債制度に学ぶ

〈米国の地方債制度 ～一般財源保証債とレベニュー債～〉

米国の地方債制度は、償還原資によって一般財源保証債とレベニュー債に区別され、前者は発行体である地方政府の税収が、後者は事業収益などの収入が元利払いの財源となっている。

一般財源保証債とは、学校や道路などの公共投資のための資金調達において起債されるもので、償還には州税や地方税などの一般財源が充てられる。償還には州や地方公共団体の一般財源によって保証されていることから「一般財源保証債」と呼ばれている。ただし、行き過ぎた一般財源保証債の起債は、将来、元利償還のために増税を行う可能性もあることから、一般財源保証債の発行が安易に出来ないよう、多くの州では州憲法や地方公共団体の憲章などによって発行額や発行方法、起債の上限額等が決められている。また、起債に際して住民投票による有権者の承認（承認の条件は、過半数や 3 分の 2 など）を地方公共団体に対して義務付ける州も多い。米国の地方債制度には、わが国が地方債起債の協議制移行より前に設けていた国による地方債許可制度のような、中央政府による州や地方公共団体の起債に関する関与は存在しないのである。このように起債に関する規律は州の自己統制と地方交付団体に対する州の統制というかたちで一任されており、この「明確な財政責任」が米国の財政運営に健全な規律をもたらしているのである。

他方、レベニュー債とは、収入が生まれる事業や個人・民間企業に対して資金調達のために起債されるもので、事業投資を行った施設の収入や融資返済金によって償還される。上記で挙げた一般財源保証債は税等によって償還が保証されており、また、地方債の発行体である起債団体が破綻しても確実に償還されるのに対し、レベニュー債の場合は、投資を行った事業が利益を上げなかった場合、また融資の返済が適正になされなかった場合には財源保証が確保されず、元利償還がなされないこともある。レベニュー債は事業収入を担保とした起債であって、元利保証はなされないのである。このため、レベニュー債の資金の出し手である投資家はリスクテイクに対して慎重になり、起債を行う団体はその施設を建設しようとしても、投資家が安全性に問題があると判断すれば、そのレベニュー債には買い手がなく投資計画の見直しを迫られることになる。このように、レベニュー債は一般財源保証債と異なり、起債額の上限や住民投票などの制限を受けないが、市場からの取引によって規律が強化され

ているのである。このレベニュー債もまた地方財政運営の透明性を高めていると考えられる。

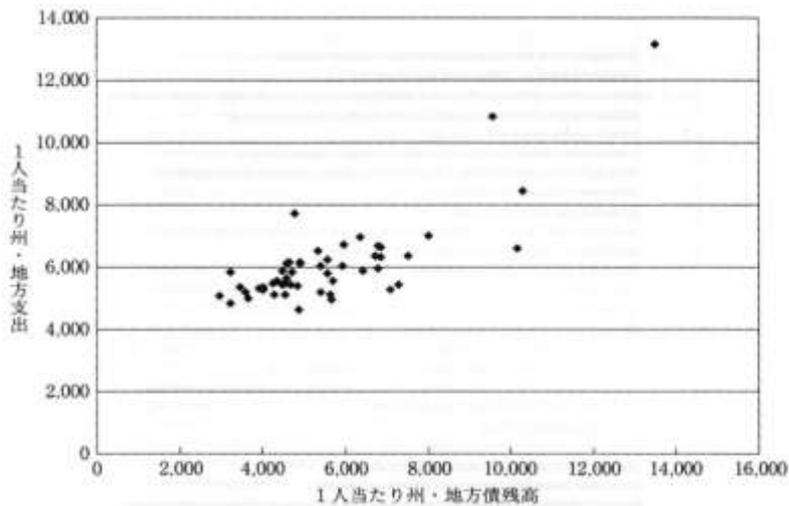
《米国地方債の規律》

ここで、米国の地方債残高と地方公共団体の財政力についての相関関係を見ていく。

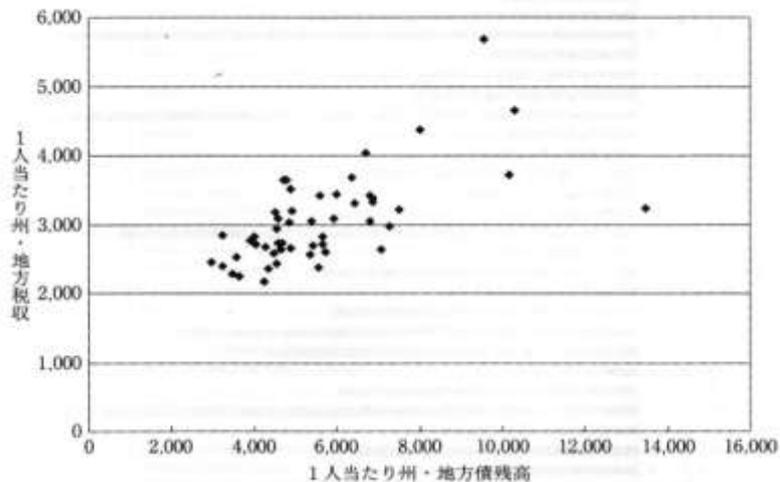
図表 17・18 は、各州の一人当たり州・地方債残高と一人当たり州・地方一般歳出額、一人当たり州・地方税収額の関係を見たものである。両図から起債残高の大きさと歳出額、また、起債残高と税収の間には強くはないがおおよそ正の相関関係があることがわかる。一人当たり州・地方起債残高の大きい州は一人当たり歳出額と税収が大きい州でもある。このことはすなわち、歳出額が大きいと起債残高も大きくなるが、税収が少ないから州・地方債への依存強くなり、起債残高が膨らむという関係にはなっていない。

日本の地方債制度とは違って、財政力の弱い地方公共団体でも財政力に見合った起債を行っていることが伺える。

図表 17 一人当たり州・地方債残高と州・地方支出



図表 18 一人当たり州・地方債残高と州・地方税収



(出所) 秋山義則・前田高志 他 (2007) 28 頁より引用

《米国による地方債の格付け制度》

米国では地方債を起債する地方団体の数が多く約 150 万銘柄¹⁴にも及ぶのである。また、国が地方債に関する厳格なコントロールを行ってきた日本とは異なり、連邦政府は州・地方債の許可や発行条件等に関して関与せず、州政府の大半も地方公共団体に対して起債制限の枠組みを定めているが細かな規制を行っているわけではない。したがって、起債については発行団体の地方交付団体の信用力が基本的に発行条件を決めることになる。このため、発行団体の信用力を示す指標として格付け機関による格付けがなされ、その格付けをもとに一般投資家は発行体の信用度、リスクを判断して購入の判断を行う。当然、信用力の高い発行団体は格付けが高く、借入利率も低く抑えられるのである。

このように、米国の地方債は格付け制度によって信用力の評価がなされることで投資家の市場参入を容易にし、地方債市場を拡大させたのである。また、格付けのランクを決定する判断材料に、起債団体の財政運営の効率性や財政状況などがあり、低い格付けを受けた起債団体には財政改革を促すことが期待されている。

このように、米国の地方債を担うプレーヤーは個人投資家が多く財政運営の開示が重要になってくるのである。この情報の開示が財政運営の透明性に大きな役割を担ってきたといえるだろう。

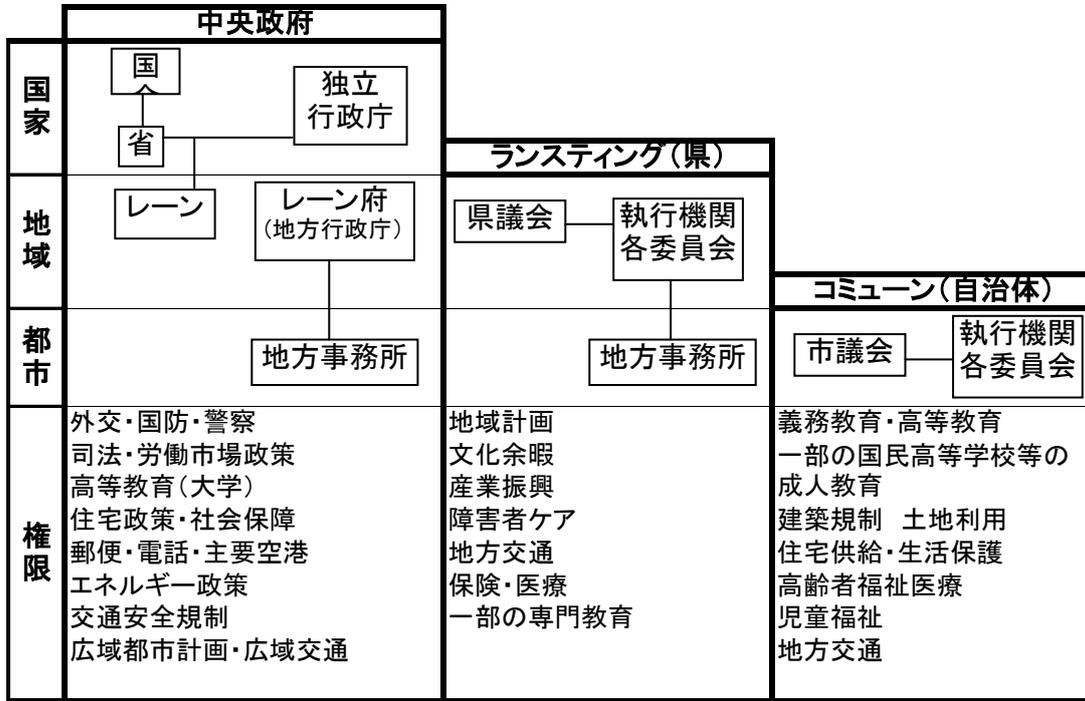
第2節 スウェーデンに学ぶ

《スウェーデンの地方自治制度》

スウェーデンの自治体には、ランスタイングとコミューンがある。ランスタイングは複数のコミューンを包摂した地理的範囲を持ち、日本でいう「県」にあたる広域自治体の特徴を有している。ランスタイングは、地方自治体の別の形態であり、コミューンの上位にあるものではない。また、ランスタイングとコミューンとの間には業務運営の重複はなく、中央政府の関与はあっても限定的なのである(図表 19)。また、特別法の規定によって地方自治体には重要な社会事業の責任が多く義務付けられている。地方自治体は、その他に住民の公共利益のための任意の事業を決定することができ、コミューンには幅広い役割が課せられている一方、ランスタイングには主に健康と医療に関して重点が置かれている。

¹⁴秋山義則・前田高志 他 (2007) 47 頁より引用。

図表 19 国・レーン・ランスティング・コミューンの事務配分

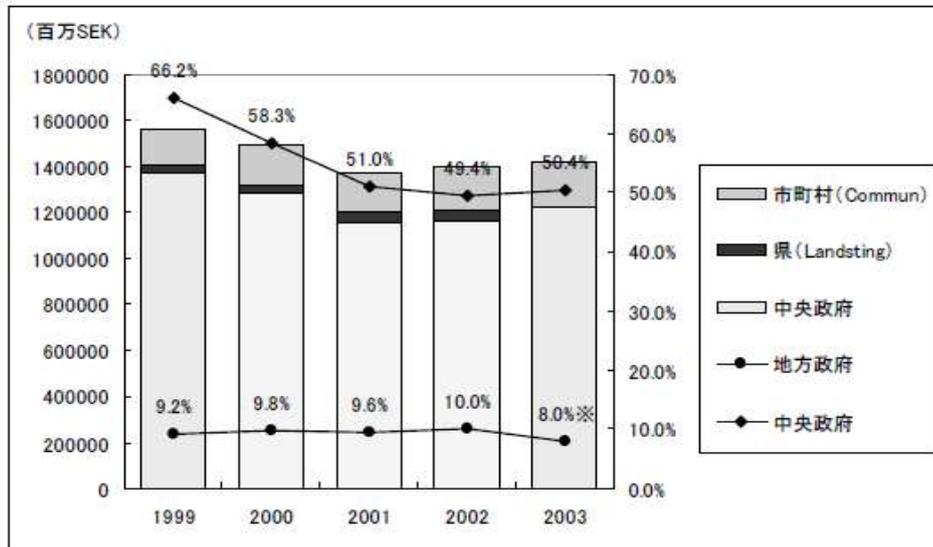


(出所) 藤井威 (2003) 『スウェーデン・スペシャルⅢ』 10 頁より作成

《スウェーデンにおける公的債務の状況》

スウェーデンの政府債務残高は、2002 年で、中央政府債務残高がおよそ 1 兆 1600 億クローナ、地方政府債務残高はおよそ 2300 億クローナとなっている。中央政府の債務残高は 90 年代半ばまでは大幅な増加で推移していたが、以降急速に減少し 2003 年には対 GDP 比で 50.4%となっている。また、地方政府の債務残高の対 GDP 比は 10%前後で推移している。日本の地方における債務残高の対 GDP 比は 2008 年で 37.4%になっており高い数値を示している (図表 20)。

図表 20 スウェーデンの中央政府の債務残高、GDP 比の推移



(出所) 土居丈朗 他 (2005) 「地方債と地方財政規律」より引用

《スウェーデンの地方債制度の変遷》

スウェーデンでは 1974 年の地方自治法制定以来、地方自治体の自立が確保されており地方財政においても自主自立が担保されている。70～80 年代には地方債の発行に関して国の許可が必要な場合もあり、また 1992 年までは借入れについては一定の限度額が設けられていた。しかし、1992 年の地方自治法改正によって財政面で地方自治体に対してかなりの自由度が与えられ、現在では、地方自治体は地方債発行を原則自由に行える状況にある。起債の原則として、用途が投資目的であること、また、不動産を担保とした借入れは行えないこと等が地方自治法で定められている。しかし、これらの原則について厳密な罰則規定や国等による監督制度は設けられていない現状がある。スウェーデンでは地方債の大部分は銀行からの借入れで行われている。銀行からの借入れは、地方自治体が独自で借入れを行う方法と、複数自治体により協同で設置されているコミュニンベスト（スウェーデン地方金融公社）を通じて資金調達をする方法とに大別されている。

地方自治体の借入の内訳を見てみると、地方自治体の総借入額は、3,500 億クローネに達し国内総生産の 13.7% に相当している。総借入額のうち、コミュニンの借入れが 1,340 億クローネ、ランスタングが国内総生産額の 5.5% に相当する 160 億クローネとなっている。地方自治体の借入額の大部分は、さらに所有会社に貸出され、所有自治体を通じた借入れの他に對外借入額がほぼ 2,000 億クローネに達する。この負債の大部分を、地方自治体が保証しているのである。スウェーデンでは、自治体単体よりも住宅公社等の関連会社の資産規模、債務規模が非常に大きくなっている。多くの自治体はこうした関連会社の財政状況を自治体財政と一体的に管理しており、資金調達、債務管理を行っている。スウェーデンのコミュニンおよびランスタングに所有されるスウェーデン地方金融公社は、大手の商業銀行と共にコミュニンおよびランスタングの最も重要な貸し手であり、これらを合わせると、コミュニンおよびランスタングは借入高の 3 分の 2 を占めている。

《国の関与》

以上のように、スウェーデンにおける中央政府の地方財政に関する監督は極めて限定的なことが分かる。すでに見てきたように、スウェーデンには予算均衡原則等のルールはあるものの、罰則期規定や国の監督制度等は存在しないのである。国(財務省)の立場も「経常支出における借入れも原則として自治体の自主的な管理に任せており、そうした場合には銀行等融資側のチェック(市場のチェック)が入る」¹⁵という認識を持っている。財政困難に陥った自治体への支援もあくまで支援要請があった場合となっている。国は自主的に再建を促す監督者というよりも、地方自治体、金融機関等の関係者を招集し解決策を検討するナビゲーターという位置づけが強い。また、90年代後半以降、住宅公社への債務保証(13億クローナ)により財政困難に陥ったハーニンゲン市の事件をきっかけに国から地方自治体への財政支援のケースが多くみられるようになったが、基本的に地方自治体の財政の自主性は高い水準で確保されており、国からの支援があるからといって債務を拡大するような行動をとることはないと考えられている。

さらに、米国と同じようにスウェーデンでも中小規模の自治体も含めて格付け取得が行われているのである。住宅公社など外郭団体の財政規模が拡大するスウェーデン自治体は、適切な第三者による格付けを受けることにより銀行からの借入れをスムーズにさせる手段として使っており、また政策担当者が財政の健全性をアピールするための政策的手段として格付けを行うケースも多く見られている。

¹⁵ 土居丈朗 他 (2005) 『地方債と地方財政規律』102頁より引用。

第5章 政策提言

第4章では他国の財政規律から学び、他国の財政運営には地方債による国の保証償還はなく、自治体が明確な財政責任を持って財政運営を行っており、そのことが財政規律を保っていることを学んだ。また、「格付け制度」など市場メカニズムの導入も、透明性のある財政運営に寄与していることも学んだ。以上のことを踏まえて、第5章で私たちが考える「日本の地方財政の規律強化」についての提言を行う。

第1節 レベニュー債の導入

アメリカの地方債においてレベニュー債とは、個々のプロジェクトや公営企業の資金調達を目的に発行される地方債であると述べてきた。レベニュー債の返済原資は、資金調達が充当されるプロジェクトでの収益に限定されており、発行対象プロジェクトは、空港、大学、病院の建設等、インフラや大規模な公共施設の整備に向けられている。こうしたインフラや公共施設からの収益をもとに、債務は返済されるのである。レベニュー債は、償還財源を限定していることから、地方自治体本体の財政状況に影響を受けずに信用力を確保したい場合には有効な手段になると考えられる。しかし、レベニュー債には、一般財源保証債とは異なりデフォルトのリスクがあるので、もし投資を行った施設が計画した収入をあげられなかったり、赤字になってしまった場合には、約定された利率が支払われなかったり、最悪の場合元利償還がなされないこともあるのである。このように、レベニュー債にはリスクがあるため、レベニュー債を保有するか否かは投資家の判断と責任においてなされるのである。このため、起債を行う地方公共団体はその施設の整備の収益性について明確に予測せねばならず、甘い予測に基づいて施設を建設しようとしても、投資家が安全性に問題があると判断すれば、そのレベニュー債は買い手がつかず計画の見直しが求められるのである。

このように投資家がレベニュー債を保有することによって、起債団体に投資家の監視の目が付くため、起債団体には規律のある財政運営が求められるのである。

米国と同じように、日本においてレベニュー債制度を導入すれば、地方自治体はその施設の収益性やリスク管理を考慮した上で起債を行い、さらに買い手である投資家に透明性が高く明確な情報を開示しなければならなくなる。このことは、歪んだ財政運営を正すものと期待できる。さらに、情報開示の際、地方自治体の財政運営の効率性や財政状況なども同時に開示できるようになれば、投資家がレベニュー債を保有するかどうかの判断材料にもなり、投資化の監視という面でも、さらに地方財政の規律は強化されると考えられる。

第2節 住民投票制度の導入

米国では起債に際して、住民投票によって住民の承認を得ることを義務付けることで、財力に合った起債が行われていると学んだ。もし、日本の地方債制度にも住民投票が義務化されれば、住民投票を行うことによって住民のニーズに合った行政サービスが行われ、非効率な公共投資は削減できると考えられる。

日本の問題点としては、住民の政治に対する参加意識の低さが挙げられるだろう。「スウェーデンでは、社会福祉に必要な資金は増税で対応することを市民が納得し、税金の利用のされ方にも、選挙にも市民がよく参加する¹⁶」と言われている。また、地方債の起債は自分たちの借金そのものという意識が高く、このような意識の高い住民の目が財政運営の透明性を高め規律の強化に寄与しているのである。日本でも参加意識を高めるために、米国の住民投票制度を導入することは大きな効果があると考えられる。スウェーデン住民の政治に対する高い参加意識から学ぶのも大きな価値があると考えている。

より一層豊かなわが国を創り上げて行くのは、他でもなく私たち一人一人なのである。住民はしっかりと政治に参加し、良い意味で自分達が住む地域の財政運営に目を光らせて行かなければならないのである。地方自治体も住民に豊かさを与えられる投資であれば、増税を行ってでも公共投資に着手すべきである。そのように、自治体と住民が「人々の豊かさ」を意識して財政運営を行えば、必ずや財政規律は保っていけると信じている。

¹⁶ 第2回中間発表でアドバイスを頂いた時のコメントである。

おわりに

以上が、日本の地方財政における危機的な現状であり、私たちは日本の地方財政が抱える問題解決への処方箋として「レベニュー債の導入」と「住民投票制度の導入」を提言したいと考える。第 1 章の財政収支のシミュレーションにあるように、わが国の財政収支は経済成長率を甘く見積もっても財政収支の黒字化は困難な状況にきているのである。このままでは、わが国は本当に破綻する可能性を有するかもしれない。この問題を直視し財政運営の改革を押し進めて行かなければならない。まさに今、「財政改革」の時なのである。

私たちが調べた結果、地方財政運営を歪めている根源には、他国とは異なった政府の強い関与によるものと分析できた。この地方債制度における政府保証が地方財政運営に「財政力に合わない起債」や「明確な財政責任の欠如」をもたらし、財政赤字の累積をここまで膨張させたのである。本稿にある、米国やスウェーデンでは市場メカニズムや住民の監視によって、財政規律が保たれていることを学んだ。このことをわが国の財政制度に導入する検討を行うことは、わが国の地方財政規律強化において大いに価値があることだと考える。日本の将来を考えて、ぜひ検討すべきだろう。そして、さらに将来的にはインターネットを利用しての地方債を発行する議案を住民に直接投票させる制度の構築を心から望みたいと考える。インターネットなら、いつでも、どこでも簡単に参加できるため、住民の意識を高めることができるだろう。もし、インターネットによる住民等が実現すれば、住民の便益になる公共投資に対しての地方債のみが発行され、必ずや健全な財政規律に寄与すると考えている。

最後に、この提言が財政運営の規律強化につながることを期待して、本稿のまとめとした。

参考文献・データ出典

《参考文献》

- ・ 土居丈朗 (2007 年) 『地方債改革の経済学』 日本経済新聞出版社
- ・ 稲生信男(2003 年) 『自治体改革と地方制度』 学陽書房
- ・ 野村資本市場研究所(2006 年) 『変革期の地方債市場』 金融財政事情研究会
- ・ 土居丈朗・中里透 (1998) 「国債と地方債の持続可能性」 『ファイナンシャル・レビュー』 October 大蔵省財政金融研究所
- ・ 小西砂千夫 (2008) 『自治体財政健全化法 制度と財政再建のポイント』 学陽書房
- ・ 代田純 (2007) 『日本の国債・地方債と公的金融』 税務経理協会
- ・ みずほ総合研究所 (2005) 「地方債制度改革における論点」 『みずほレポート』
- ・ 本間正明・齊藤慎 (2001) 『地方財政改革』 有斐閣
- ・ 井堀利宏 (2004) 「地方分権と財政再建 三位一体改革の評価と展望」 『ファイナンシャル・レビュー』 May 財務省財務総合政策研究所
- ・ 西森光子 (2004) 「地方財政の三位一体改革の概要と現状」 財政金融課
- ・ 土居丈朗・林伴子・鈴木伸幸 (2005) 「地方債と金融機関」 内閣府経済社会総合研究所
- ・ 土居丈朗 他 (2005) 『地方債と地方財政規律 - 諸外国の教訓 -』 内閣府経済社会総合研究所
- ・ 土居丈朗 (2004) 『三位一体改革 ここが問題だ』 東洋経済新報社
- ・ 上村敏之・田中宏樹 (2008) 『検証 格差拡大社会』 日本経済新聞出版社
- ・ 財務省 (2008) 「平成 20 年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算等」
- ・ 秋山義則・前田高志 他 (2007) 『アメリカの州・地方債』 日本経済評論社
- ・ 藤井威 (2003) 『スウェーデン・スペシャルⅢ』 新平論
- ・ 政府行政機関財務省 (2006) 「スウェーデンの地方自治体の信用度」

《データ出典》

- ・ 総務省
http://www.soumu.go.jp/menu_05/hakusyo/chihou/20data/index.html
- ・ 財務省
<http://www.mof.go.jp/>
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所
<http://www.ipss.go.jp/>
- ・ 内閣府
<http://www.esri.cao.go.jp/index.html>
- ・ 財団法人 地方債協会
http://www.chihousai.or.jp/07/01_03.html